

(参考資料) 水道料金の設定に関する法律

地方公営企業法第21条

- 公正妥当なものであること
- 能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること
- 地方公営企業の健全な経営を確保することができるもの

水道法第14条第2項

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

水道法施行規則第12条第1項

- 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること

- イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
- ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額
- ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額